

信用保証料助成事業

【実施要領】

1. 助成対象となる保証

原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴い金融機関から融資を受けるために、岐阜県信用保証協会及び岐阜市信用保証協会から得た保証とする。

2. 助成金額

(1) 信用保証料の1／2の額とする。

但し、1事業者当りの限度額は1事業年度40万円とし、保証内容による上限額は下記に示す。

(2) 限度額①：国が定める「災害関係保証」（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）または「東日本大震災復興緊急保証」（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条）の認定を受けた融資に係る保証については、公益社団法人全日本トラック協会の協調助成により、1事業者当り40万円を限度とする。

②：岐阜県及び岐阜県下の市町村等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援を目的とした制度融資に係る保証及び国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～8号に基づく認定）は、公益社団法人全日本トラック協会の協調助成により、30万円を限度とする。

③：上記①及び②以外の保証については、20万円を限度とする。

※なお、限度額に達するまで再助成を受けることができる。

3. 予 算

750万円

4. 実施期間

平成24年3月1日（木）～平成25年2月28日（木）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

(1) 交付決定通知

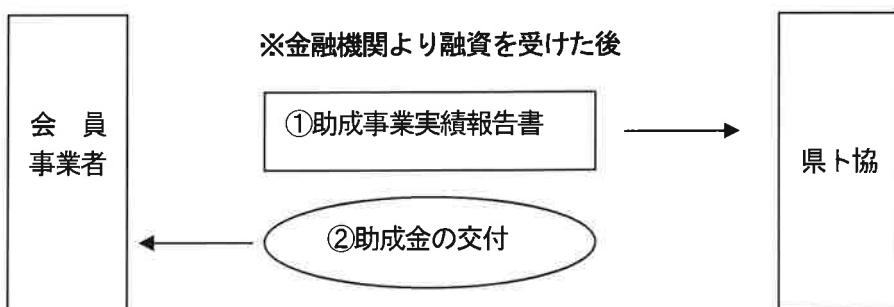
助成金の振込通知をもって交付決定通知とする。

(2) 信用保証料助成金交付申請書（様式1）

保証料支払（融資実行）後、概ね1ヶ月以内に申請する。

※最終報告期限は、平成25年3月8日（金）までとする。

〈助成のフローチャート〉



(目的)

第1条

この要綱は、社団法人岐阜県トラック協会（以下「協会」という）の会員事業者が、原油・原材料価格の変動、景況悪化等に伴い金融機関から融資を受けるために、岐阜県または岐阜市信用保証協会（以下「信用保証協会」という）から保証を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、もって、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、信用保証協会が貸付金等の債務の保証を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは、会員事業者が原油・原材料の変動価格、景況悪化等に伴い前項で定める金融機関から受ける融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条

本要綱に定める助成事業は、原油・原材料価格の変動、景況悪化等に伴う資金繰り支援対策として実施するものであり、当該年度の2月末日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条

助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

また、保証の内容ごとにその限度額を下記に定め、1事業年度につき1事業者当りの限度額を40万円とする。

- ① 岐阜県及び岐阜県下の市町村等の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした融資制度に係る保証及び国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～8号に基づく認定）については、1事業者当り30万円を限度とする。
- ② 国が定める「災害関係保証」（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条）または「東日本大震災復興緊急保証」（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条）の認定を受けた融資に係る保証については、1事業者当り40万円を限度とする。
- ③ その他の保証については、1事業者当り20万円を限度とする。

2. 1事業者当りの助成限度額に達するまで再助成ができる。

(助成金の交付申請)

第5条

(1) 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、前条の定めにより協会に助成金を申請することができる。

(2) 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成金申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」及び「セーフティーネット保証に係る認定書」（セーフティーネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。

(3) 助成金の交付申請は随时行うことができる。ただし、最終申請期限は当該年度の3月10日とする。

(助成金の交付)

第6条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条

(1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の線上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。

(2) 協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条

この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附則（平成24年4月27日）

1. 本要綱は平成24年4月1日より適用する。
2. 改正前の要綱（平成23年4月28日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関卓司 殿

住 所
名 称
代表者
(担当者名)
電 話

印
)

信用保証料助成金交付申請書（助成金請求書）

今般、信用保証協会の保証により融資を受けましたので、信用保証料助成金交付要綱第5条に基づき、下記のとおり申請致します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を引いた金額について申請します。
また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

記

助成金額 円

1. 申請明細

項 目	記 入 欄	備 考
保証金額（借入金額）	円	
資 金 使 途	運転・設備・その他（ ）	○を付す
制 度 融 資 名		
セーフティーネット保証	有（第 号認定）・無	○を付す
保 証 料 率	%	
借入金融機関／支店		
借 入 日	平成 年 月 日	
保 証 料 額	円	
助 成 申 請 額	円	千円未満切捨て

2. 添付書類 ①信用保証決定のお知らせ（お客様控え）の写し ②セーフティーネット保証の場合は、認定書の写し

3. 助成金の振込先

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名
		普通・当座		

上位運転免許取得助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

従業員に下記の運転免許を取得させた会員事業者

※ただし、岐阜県内の認可営業所の従業員とする。

2. 助成対象運転免許

①大型免許：車両総重量 11 トン以上の自動車を運転できる免許（除く限定解除）

②中型免許：車両総重量 5 トン以上 11 トン未満等の自動車を運転できる免許（除く限定解除）

③けん引免許：750 kg以上の被けん引車を牽引する場合に必要な運転免許（大型免許保持者に限る）

3. 助成金額

上記免許取得に要した費用（教習料、適性検査料、免許交付料等）のうち、会員事業者が負担した費用の 2 分の 1 の額（上限：10万円）

※ただし、同一従業員につき各免許ごとに各 1 回とし、1 事業者あたり 50 万円を上限とする。

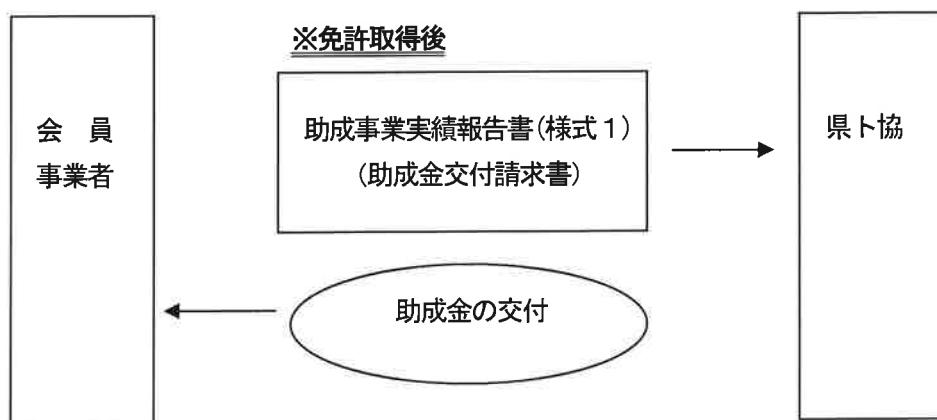
4. 予 算

300 万円

5. 実施期間

平成 24 年 3 月 1 日（木）～ 平成 25 年 2 月 28 日（木）

< 助成のフローチャート >



上位運転免許取得助成金交付要綱

平成22年 4月27日 制定
社団法人岐阜県トラック協会

(目的)

第1条 社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、トラック運送事業の職業運転者に必要な上位運転免許を従業員に取得させる会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 助成対象は、以下の上位運転免許の取得に要する費用を対象とする。

- ①大型免許：車両総重量11トン以上の自動車を運転できる免許（限定解除を除く）
- ②中型免許：車両総重量5トン以上11トン未満等の自動車を運転できる免許（限定解除を除く）
- ③けん引免許：750kg以上の被けん引車を牽引する場合に必要な免許（大型免許所持者に限る）

2 助成対象の従業員は、岐阜県内の認可営業所の従業員で、事業者が直接雇用している者に限る。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、当該年度に事業者の従業員が、前条の上位運転免許を取得した際に要した費用の2分の1に相当する額で10万円を上限とする。ただし、一事業者あたり50万円を上限とする。

2 助成金の交付は、同一従業員につき前条の免許取得ごとに各1回限りとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 事業者は、この助成金を受けようとするときは、様式1の「上位運転免許取得助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」を岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は、別に定める。

(実績報告提出期限)

第5条 前条の実績報告書の提出期限を当該年度2月末日までとする。

(助成金の交付)

第6条 岐ト協は、前条の「上位運転免許取得助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して助成金を交付する。

(報告)

第7条 岐ト協は、本制度を利用した事業者に対し、必要に応じ事業に関する報告を求め、または調査、指導を行うことができるものとする。

(その他必要な事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成22年4月27日)

本要綱は平成22年4月1日より適用する。

様式 1

平成 年 月 日

社団法人 岐阜県トラック協会
会長 尾関卓司 殿

名 称
住 所
代表者名
(担当者)
TEL

上位運転免許取得助成事業実績報告書 (助成金交付請求書)

上位運転免許取得助成金交付要綱第4条に基づき、助成金の支払いについて、下記の通り請求致します。

記

助成金請求額 _____ 円

1. 受講者数 : _____ 名

(1) 大型免許	名
(2) 中型免許	名
(3) けん引免許	名

2. 振込先口座 :

口座名義							
銀行名	銀行・信用金庫						
支店名	支店						
預金種別	普通・当座						
口座番号							

4. 添付書類 : ①上位運転免許取得者一覧表(別添)、②運転免許証写し(上位運転免許取得後)
③領収書写し(教習料、免許交付手数料、適性検査料等) ※原則会社宛であること

注1:免許取得後、速やか(1ヶ月以内)に、実績報告書をご提出下さい。

注2:実績報告の最終期限は、平成25年2月28日(木)迄のため、ご注意下さい。

上位運転免許取得者一覧表

番号	従業員氏名	所属営業所名	取得免許	費用	取得日
1			大型・中型・けん引	円	
2			大型・中型・けん引	円	
3			大型・中型・けん引	円	
4			大型・中型・けん引	円	
5			大型・中型・けん引	円	
6			大型・中型・けん引	円	
7			大型・中型・けん引	円	
8			大型・中型・けん引	円	
9			大型・中型・けん引	円	
10			大型・中型・けん引	円	

※実績報告書の提出期限：平成25年2月28日(木)

運転資金等の借入れに伴う利子補給助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う岐阜県内に本支店がある金融機関からの新たな運転資金等の融資（借り入れ）を対象とする。

但し、近代化基金融資並びに当座貸越等の借入額及び返済期間が確定していない借り入れは対象となりません。

2. 助成金額

借り入れた額の1%相当額を利子補給として助成し、1事業者当たり30万円を上限とする。

原則として、1年以上・借入金利率1%以上の借入れを対象とし、それ未満の場合は、その相当額を助成する。

※尚、限度額に達するまで再助成を受けることができる。

3. 予 算

2,000万円

4. 実施期間

平成24年3月1日（木）～平成25年2月28日（木）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

（1）交付決定通知

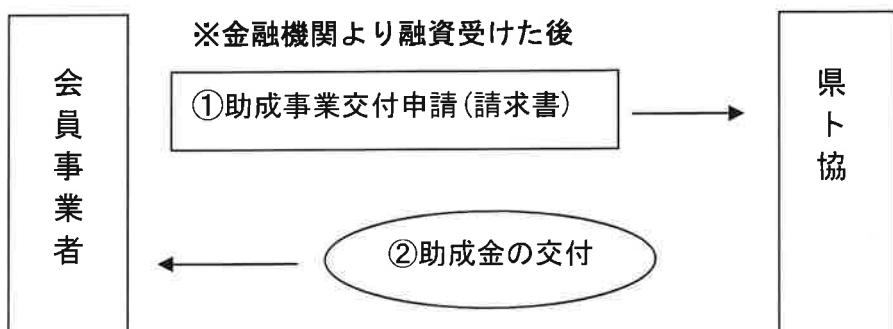
助成金の振込通知をもって交付決定通知とする。

（2）運転資金等利子補給助成金申請書（助成金請求書）

融資実行後、概ね1ヶ月以内に申請すること。

※最終報告期限は、平成25年3月8日（金）までとする。

〈助成のフローチャート〉



運転資金等の借入れに伴う利子補給助成金交付要綱

平成23年4月28日制定
社団法人岐阜県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人岐阜県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴いが岐阜県内に本支店がある金融機関から運転資金等を新たに借り入れた場合、金融機関に支払う借入金利息の一部を協会から助成することとし、もって、事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において掲げる用語の定義は、次に定めることによる。

(1) 「金融機関」とは、都市銀行・地方銀行・信託銀行・信用金庫・信用組合・商工中金・日本政策金融金庫・農業協同組合をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、経済環境の急変に伴いその対策の一環として実施するものであり、事業期間は実施要領により別途定める。

(助成金の金額)

第4条 助成額は、事業者が金融機関から運転資金等を借り入れた額の1%を利子補給することとし、上限30万円とする（千円未満切り捨て）。ただし、借入金利息額を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 事業者は、運転資金等を借り入れた時は、別紙様式の「運転資金等利子補給助成金申請書」により行うものとする。その際、「利息計算書」「借り入れ明細表」「返済予定表」など運転資金等の借り入れが確認出来るものを写しとして添付し申請するものとする。

2 助成金の交付申請は、別途期間を定めて行う。

(交付対象の制限)

第6条 近代化基金融資による借り入れ及び当座貸越等の借入額及び返済期間が確定していない借り入れについてはこれを対象としない。

(助成金の交付)

第7条 協会は、第5条による助成金の交付申請があった場合は、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し、事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第8条 協会は、事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受ける事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならぬ。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附則（平成23年4月28日）

本要綱は平成23年3月1日より適用する。

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関卓司 殿

名 称
住 所
代表者
担当者 印
TEL

運転資金等利子補給助成金申請書（助成金請求書）

原油価格高騰及び緊急不況対策に伴う運転資金等借り入れに伴う利子補給助成金交付要綱に基づく融資を受けましたので、借入額の1%の額について下記のとおり申請します。

記

申請金額 _____ 円（千円未満切捨て）

1. 申請明細

項目	記入欄	備考
借入金額	円 円	(借入額の1%の額) 円 円
資金使途	運転資金等	
借入金融機関／支店	/ 支店 / 支店	
借入日	平成 年 月 日 平成 年 月 日	

※複数借り入れの場合は、それぞれご記入ください。

2. 助成金の振込先

金融機関名	支店名	預金種類	口座番号	口座名
		普通・当座		

○添付書類

「利息計算書」「借り入れ明細表」「返済予定表」等の写し・・・金融機関発行

※当座貸越等の借入れ額及び返済期間が確定していない借入れは対象としません。

インターネット適性診断システム「ナスバネット」導入助成事業

【実施要領】

1. 助成対象となる機器

ナスバネットを利用する目的に、平成24年3月1日以降新たに導入するパソコン及び周辺機器で、必要な仕様（別添）を満たすものとする。
また、事前に自動車事故対策機構とナスバネット利用契約を結ぶこととする。

http://www.nasva.go.jp/fusegu/nasvanet_01.html

2. 助成金額

使用機器（パソコン及び周辺機器）の導入経費（消費税含まず）の1／2（千円未満切捨て）とする。
ただし、10万円を上限（1事業者：事業年度1回）とする。

3. 予 算

50万円

4. 実績報告提出期限

平成24年5月21日（月）～平成25年2月28日（木）

5. 適用可否決定

上記予算の範囲内で先着順にて可否決定を行う。

6. 留意事項

（1）ナスバネット導入助成事業実績報告書（様式1）

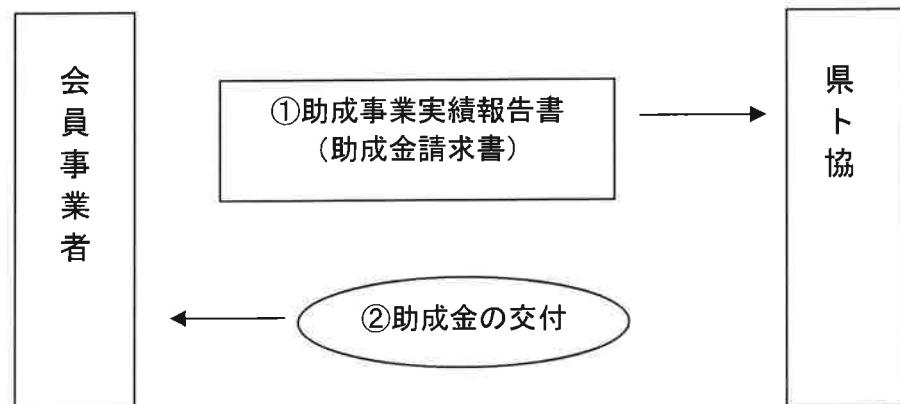
機器代支払後、概ね1ヶ月以内に報告すること。

※最終報告期限は、平成25年2月28日（木）までとする。

（2）交付決定通知

助成金の振込通知をもって交付決定通知とする。

〈助成のフローチャート〉



インターネット適性診断システム『ナスバネット』導入助成金交付要綱

平成23年4月28日制定
社団法人 岐阜県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、社団法人岐阜県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、インターネットを利用して適性診断を受診するシステム『ナスバネット』を利用するためには必要な機器の導入経費の一部を負担することを目的とする。

(事業期間)

第2条 本要綱に定める助成事業は、交通安全対策事業の一環として実施するものであり、事業期間は実施要領により別途定める。

(助成金の金額)

第3条 助成金の交付額は、使用機器導入経費（パソコン及び周辺機器）の1／2とする。
ただし、10万円を上限（1事業者：事業年度1回）とする。

(助成金の交付申請)

第4条 事業者はインターネット適性診断システム『ナスバネット』の導入が完了したときは、様式1の「インターネット適性診断システム『ナスバネット』導入助成事業実績報告書」（助成金請求書）を協会に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第5条 協会は、第4条による実績報告書の提出があった場合は、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金を確定し、事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第6条 協会は、事業者の実績報告が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第7条 助成金の交付を受ける事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告を行わなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めのあるものほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

附則（平成23年4月28日）

本要綱は平成23年4月1日より適用する。

様式 1

平成 年 月 日

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関卓司 殿

名 称
住 所
代表者 
TEL
(担当者)

**インターネット適性診断システム「ナスバネット」導入助成事業
実績報告書（助成金交付請求書）**

インターネット適性診断システム「ナスバネット」導入助成金交付要綱第4条に基づき、
助成金の支払いについて、下記の通り請求致します。

記

助成金請求額 四

○ 振込先銀行口座：

口座名義							
銀行名	銀行・信用金庫						
支店名	支店						
預金種別	普通・当座						
口座番号							

○添付書類：請求明細書（写）、領収書（写）、ナスバネット利用承諾書（写）

自家用軽油供給施設整備助成事業

【実施要領】

1. 助成対象

自家用軽油供給施設の整備を行う会員事業者（県内認可営業所に限る）

※平成24年4月1日から平成25年2月28日までに市町村より危険物取扱所の完成

検査済証の交付を受けたもの

2. 助成金額

①自家用軽油供給施設の新設：20万円

②軽油タンクの増設・代替：10万円

※1事業者当たり1施設（1基）とする。

※新設及び増設については、全ト協より別途助成措置（予定額：新設100万円、増設30万円）があります。

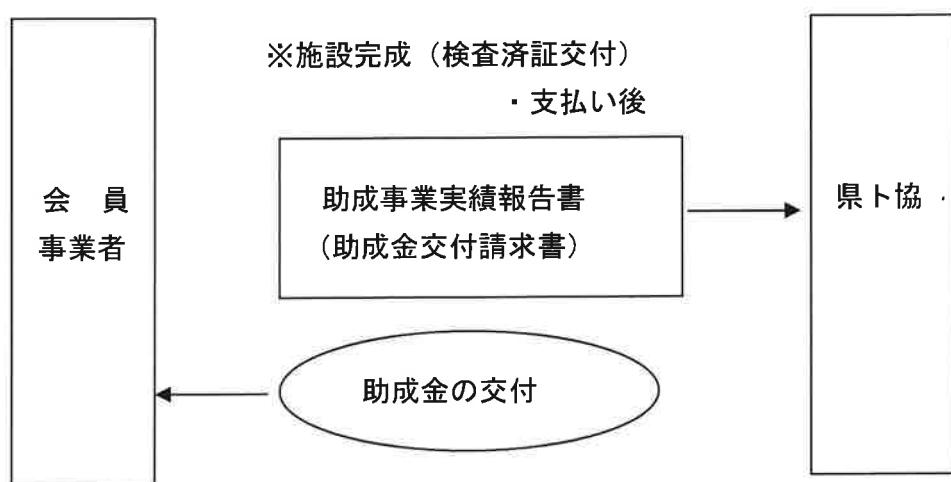
3. 予算

150万円

4. 実施期間

平成24年4月1日～平成25年2月28日

< 助成のフローチャート >



自家用軽油供給施設整備助成金交付要綱

社団法人岐阜県トラック協会

平成24年4月27日制定

(目的)

第1条

社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）は、原油価格高騰情勢に鑑み、会員事業者が低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むため、設置する自家用軽油供給施設等に対し自家用軽油供給施設整備助成金（以下「助成金」という。）を交付し、会員事業者の経営安定に資することを目的とする。

(助成金交付対象事業)

第2条

会員事業者が、岐阜県下の認可営業所に自家用軽油供給施設の新設、または既存の自家用軽油供給施設において、軽油専用タンク（埋設型）の代替・増設を行い、当該年度の2月末日までに市町村（各市町村地区消防組合等）より危険物取扱所の完成検査済証の交付を受けたもの。

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

1. 軽油専用タンク（埋設型）の設置を伴わない自家用軽油供給施設の改修
2. 自家用目的以外の転売・貸与する軽油供給施設の新設または軽油専用タンクの代替・増設
3. 既存の軽油専用タンクの修復
4. 中古品またはリース購入による軽油専用タンクを利用した新設・増設

(助成金交付額)

第3条

1. 助成金交付額は、以下の通りとする。

- | | |
|-------------------------|------|
| （1）軽油供給施設の新設（設置1カ所分のみ） | 20万円 |
| （2）軽油専用タンクの代替・増設（1基分のみ） | 10万円 |

(助成申請期間)

第4条

助成の申請期間は、当該年度の2月末日までとする。

但し、助成金の交付が予算総枠に達したときは、その時点で申請は締め切るものとする。

(助成金の交付申請)

第5条

1. 会員事業者が助成金の交付を受けようとするときは、「自家用軽油供給施設整備助成金申請書（助成金請求書）」（様式1）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐ト協へ提出する。

- (1) 危険物取扱所の完成検査済証（写）
- (2) 危険物取扱所の設置許可申請書（写）または変更許可申請書（写）
- (3) 上記(2)に伴う以下の添付書類（写）
 - ①危険物取扱所全体の平面図（タンク容量・油種記載）を記載したもの
 - ②危険物取扱所全体の立面図を記載したもの
 - ③危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図を記載したもの
 - ④施設工事契約書（写）及び施設工事費用請求明細書（写）等
 - ⑤工事施工前、施工後、完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できるもの）

2. 会員事業者による交付申請は、1施設・1基1回限りとする。

(助成金の交付)

第6条

岐ト協は会員事業者から第5条に基づく申請があったときは、その事業の実施内容が第2条の助成金対象事業に適合すると認めたときは助成金を交付する。

(財産処分の禁止)

第7条

会員事業者は、助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「財産処分」という。）を禁止する。

(助成金の返戻)

第8条

会員事業者は、下記に該当する場合は、第6条に基づき交付された助成金を岐ト協に全額返戻しなければならない。

1. 第7条に定める財産処分が1年以内に行われた時。
2. 会員事業者が、1年以内に岐ト協を退会した時。

(その他必要な事項)

第9条

この要綱に定めるもののほか、助成金交付に関するその他の必要事項は、岐ト協が別途これを定める。

(附則)

本要綱は平成24年4月1日から適用する。

社団法人岐阜県トラック協会
会長 尾関卓司 殿

住 所
名 称
代表者
(担当者)
TEL

(印)

自家用軽油供給施設整備助成金交付申請書(助成金請求書)

自家用軽油供給施設助成金交付要綱第5条に基づき、下記の通り助成金を申請（請求）いたします。
なお、助成金受領後「自家用軽油供給施設整備助成金交付要綱」第7条に反した場合は、助成金を全額返戻いたします。

記

1. 助成金請求額 _____円

2. 対象事業： 軽油供給施設新設 ・ 軽油専用タンクの（代替・増設）
※いずれかに○を付けて下さい。

3. 整備完了日： 平成 年 月 日

4. 設置場所住所

5. 添付書類

- ①危険物取扱所の完成検査済証（写）
- ②危険物取扱所の設置許可申請書（写）、または変更許可申請書（写）
- ③上記②に伴う以下の添付書類（写）
 - ・ 危険物取扱所全体の平面図（タンク容量・油種記載）を記載したもの
 - ・ 危険物取扱所全体の立面図を記載したもの
 - ・ 危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図を記載したもの
- ④施設工事契約書（写）及び施設工事費用請求明細書（写）並びに領収書（写）
- ⑤工事施工前、施工後、完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できるもの）

3. 振込先銀行口座：

口座名義							
金融機関名	銀行・信用金庫						
支店名	支店						
預金種別	普通・当座						
口座番号							

ドライバー等安全教育訓練促進助成制度【全ト協助成制度】

【実施要領】

1. 資格・要件

岐阜県内の営業所に所属するドライバー又は安全運転管理者等を下記に示す施設で実施される研修に派遣した場合に限る。

2. 助成対象研修施設

(1) 特定研修施設

- ・中部トラック総合研修センター
- ・埼玉県トラック総合研修センター

(2) 指定研修施設

- ・自動車安全運転センター 安全運転中央研修所
- ・クレフィール湖東 交通安全研修所
- ・総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA
- ・総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道

3. 助成対象研修及び助成額 ※別表のとおり

(1) 特別研修受講料の7割

※但し、全ト協の助成金枠140万円内で1社当たり5名まで。

4. 受講手順等

(1) 助成適否の事前確認

資格・要件及び人数枠等について、岐ト協に事前確認を行う。

(2) 施設の予約と申込み

事前確認を得た後、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を岐ト協に対して提出する。

(3) 受講料の納入

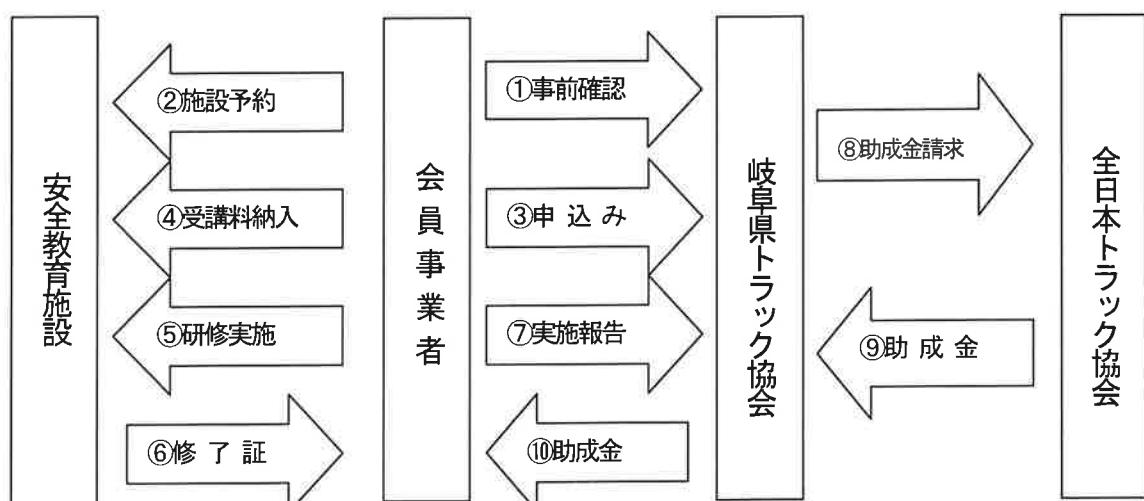
受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

上記期限までに受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとみなされます。

(4) 報告書の提出

研修終了後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」を岐ト協宛提出。

< 助成のフローチャート >



ドライバー等安全教育訓練促進助成制度実施要綱

平成23年4月28日一部改正
社団法人 岐阜県トラック協会

第1条（目的）

この要綱は、社団法人岐阜県トラック協会（以下「岐ト協」という。）が、社団法人全日本トラック協会が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等（以下「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下「助成金」という。）制度を利用するにあたって、必要な事項を定め、事業を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

第2条（資格・要件）

助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、第3条に定める安全教育訓練施設（以下「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

第3条（助成対象研修施設）

助成対象となる研修施設は次に掲げるとおりとする。

（1）特定研修施設

全ト協又は地方協会が設置した総合的な設備を有する安全教育訓練施設

（2）指定研修施設

前号以外で全ト協が指定する総合的な設備を有する安全教育訓練施設

第4条（助成対象研修）

助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であつて、全ト協が指定する。

第5条（助成額）

研修施設における助成金の額は次に掲げるとおりとする。

（1）特別研修については、研修受講料の7割とする。

会員事業者の負担額は受講料の3割とし、百円未満は切り捨てとする。

2 助成限度額は、1事業者あたり5名までとする。

第6条（研修受講料）

研修受講料には、研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、研修施設が定めるもしくは基準とする宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

第7条（助成適否の事前確認）

助成対象事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に岐ト協の確認を得なければならない。

第8条（施設の予約と申込み）

前条の確認を得た助成対象事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をしたうえで、様式1の「ドライバー等安全教育訓練実施申込書」を、岐ト協に対して提出しなければならない。

第9条（受講料の納入）

助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。

2 受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものとする。

第10条（報告書）

助成対象事業者は訓練実施後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」（以下「報告書」という。）を岐ト協に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けたドライバー等が作成した様式3の例等による「研修参加感想文」及び研修受講料に係る「領収書」の写しを添付しなければならない。

第11条（助成金の交付）

前条により請求を受けた岐ト協は、助成対象事業者に対して助成金を交付する。

第12条（取下げ）

助成対象事業者が第8条に基づく申込みを取下げるときは、研修受講開始日の7日前までに岐ト協に対して、様式5の「ドライバー等安全教育訓練実施申込取下届」を提出しなければならない。

第13条（取下げ又は受講中止等の場合の費用負担）

助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、助成対象事業者は研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。

（1）研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。

（2）特別な事由無く申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。

（3）第10条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。

（4）研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があつたとき。

附則（平成23年4月28日）

本要綱は平成23年4月1日から施行する。

改正前の要綱（平成20年4月28日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

平成24年度ドライバー等安全教育訓練促進助成対象特別研修一覧

研修区分	研修施設	研修種別	研修コード	日 程	研修受講料 ※1	事業者負担額 (受講料総額の3/10百円未満切り捨て)	全ト協助成額(7/10)	定員	備考
特定研修施設	中部トラック総合研修センター	ドライバー研修 (3日間)	101	5月24日(木)～5月26日(土)	51,680	15,500	36,180	10	中型
			102		61,130	18,300	42,830	10	大型
			103	6月21日(木)～6月23日(土)	51,680	15,500	36,180	10	中型
			104		61,130	18,300	42,830	10	大型
			105	7月5日(木)～7月7日(土)	51,680	15,500	36,180	10	中型
			106		61,130	18,300	42,830	10	大型
			107	9月13日(木)～9月15日(土)	51,680	15,500	36,180	10	中型
			108		61,130	18,300	42,830	10	大型
			109	10月24日(水)～10月26日(金)	51,680	15,500	36,180	10	中型
			110		61,130	18,300	42,830	10	大型
		安全運転管理者研修 (3日間)	111	5月17日(木)～5月19日(土)	49,480	14,800	34,680	10	中型
			112		58,930	17,600	41,330	10	大型
			113	6月14日(木)～6月16日(土)	49,480	14,800	34,680	10	中型
			114		58,930	17,600	41,330	10	大型
			115	7月11日(水)～7月13日(金)	49,480	14,800	34,680	10	中型
			116		58,930	17,600	41,330	10	大型
			117	9月26日(水)～9月28日(金)	49,480	14,800	34,680	10	中型
			118		58,930	17,600	41,330	10	大型
			119	10月3日(水)～10月5日(金)	49,480	14,800	34,680	10	中型
			120		58,930	17,600	41,330	10	大型
	埼玉県トラック総合教育センター	ドライバー研修 (3日間)	201	5月18日(金)～5月20日(日)	35,200	10,500	24,700	20	
			202	6月22日(金)～6月24日(日)	35,200	10,500	24,700	20	
			203	7月13日(金)～7月15日(日)	35,200	10,500	24,700	20	
			204	9月14日(金)～9月16日(日)	35,200	10,500	24,700	20	
			205	10月12日(金)～10月14日(日)	35,200	10,500	24,700	20	
			206	11月9日(金)～11月11日(日)	35,200	10,500	24,700	20	
		安全運転管理者研修(3日間)	211	2月15日(金)～2月17日(日)	35,200	10,500	24,700	20	
指定研修施設	自動車安全運転センター安全運転中央研修所	ドライバー研修 (4日間)	301	4月18日(水)～4月21日(土)	※2 104,520	31,300	73,220	30	大型※5
			302	5月16日(水)～5月19日(土)	※3 85,020	25,500	59,520	30	2ト車
			303	7月12日(木)～7月15日(日)	※2 104,520	31,300	73,220	30	大型※5
			304	8月18日(土)～8月21日(火)	※3 85,020	25,500	59,520	30	2ト車
			305	9月15日(土)～9月18日(火)	※2 104,520	31,300	73,220	30	大型※5
			306	12月15日(土)～12月18日(火)	※2 104,520	31,300	73,220	30	大型※5
			307	3月5日(火)～3月8日(金)	※2 104,520	31,300	73,220	30	大型※5
		安全運転管理者研修(3日間)	311	9月29日(土)～10月1日(月)	※4 56,180	16,800	39,380	30	
	クレフィール湖東交通安全研修所	ドライバー研修 (3日間)	401	5月17日(木)～5月19日(土)	64,260	19,200	45,060	20	
			402	7月12日(木)～7月14日(土)	64,260	19,200	45,060	20	
			403	9月6日(木)～9月8日(土)	64,260	19,200	45,060	20	
			404	10月11日(木)～10月13日(土)	64,260	19,200	45,060	20	
		安全運転管理者研修 (3日間)	405	11月22日(木)～11月24日(土)	64,260	19,200	45,060	20	
			411	4月19日(木)～4月21日(土)	68,460	20,500	47,960	20	
			412	6月14日(木)～6月16日(土)	68,460	20,500	47,960	20	
	総合交通教育センター ドライビングアカデミーONGA	ドライバー研修 (3日間)	413	8月23日(木)～8月25日(土)	68,460	20,500	47,960	20	
			414	11月1日(木)～11月3日(土)	68,460	20,500	47,960	20	
			501	4月14日(土)～4月16日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
			502	6月16日(土)～6月18日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
			503	8月4日(土)～8月6日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
		安全運転管理者研修 (3日間)	504	9月1日(土)～9月3日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
			505	10月27日(土)～10月29日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
	総合交通教育センター ドライビングアカデミー北海道	ドライバー研修 (3日間)	511	5月26日(土)～5月28日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
			512	7月7日(土)～7月9日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
			513	9月29日(土)～10月1日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
		安全運転管理者研修 (3日間)	514	11月24日(土)～11月26日(月)	64,000	19,200	44,800	20	
			601	6月8日(金)～6月10日(日)	64,000	19,200	44,800	20	西地区※6
			602	6月30日(土)～7月2日(月)	64,000	19,200	44,800	20	東地区※6
			603	9月14日(金)～9月16日(日)	64,000	19,200	44,800	20	西地区※6
		安全運転管理者研修 (3日間)	611	7月20日(金)～7月22日(日)	64,000	19,200	44,800	20	西地区※6
			612	10月13日(土)～10月15日(月)	64,000	19,200	44,800	20	東地区※6

※1. 研修受講料には所定の宿泊・食事代等を含みます。(所定の金額を超えるものは自己負担となります)

※2. ~4. 自動車安全運転センター(安全運転中央研修所)の食事代のみ現地払いとなるため、受講料納入にあたっては、この食事代(3日間→3,680円、4日間→5,520円)を差し引いた金額を送金してください。なお、これらの金額を上回る食事代については、自己負担となりますのでご注意ください。*納入額、ドライバー研修大型(※2.)→99,000円、小型(※3.)→79,500円、安全運転管理者研修(※4.)→52,500円

※5. この研修は大型車のみを使用します。(要大型免許)

※6. ドライビングアカデミー北海道は「東地区会場」と「西地区会場」の2会場がありますのでご注意ください。

ドライバー等安全教育訓練助成申込書

都道府県トラック協会会長殿		申込年月日 平成 年 月 日					
研修施設		1. 中部トラック総合研修センター 2. 埼玉県トラック総合教育センター 3. 安全運転中央研修所 4. クレフィール湖東 5. ドライビングアカデミーONGA 6. ドライビングアカデミー北海道					
種 別		1. ドライバー研修 2. 安全運転管理者研修					
日 程 等	特別研修 (2泊3日以上) ・ 一般研修 (1泊2日) 研修コード <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></table> 平成 年 月 日 ~ 月 日(日間)						
事 業 者 名							
申込責任者		役職	氏名				
会社所在地 〒 -							
電 話		()	FAX	()			
研修受講者 (ドライバー等)		所属事業所(営業所)等	ふりがな 氏名 昭和・平成 年 月 日生 自宅電話(緊急連絡先) ()				
自 宅 住 所 〒 -							
助 成 金	研修受講料	円	(特別研修は受講料の7割助成、一般研修は一律1万円助成)				
前 泊 (助成対象外)		する ・ しない	後 泊 (助成対象外)	する ・ しない (安全運転中央研修所は後泊不可)			
送迎希望→□(クレフィール湖東、中部研修センター、ドライビングアカデミー北海道)							
備 考							

※1. 申し込みの前に、研修施設に日程等を確認し予約を済ませてください。

※2. 太線内をもれなく記入し、該当番号又は項目を丸で囲んでください。

※3. 所属する都道府県トラック協会に提出してください。

※4. 安全運転中央研修所の後泊はできません。

◆地方協会→FAX→研修施設

運転経歴証明書利用願い

平成 年 月 日

社団法人 岐阜県トラック協会
会長 尾関 順司 殿

住 所

事業者名

代表者名

印

申請人数 名

※「利用対象者」欄注記

運転経歴証明書を交付申請される場合は、この利用願いを協会宛提出して下さい。
自動車安全運転センター発行の各種証明書交付申請書は、直接センター宛に提出して下さい。

(注記)

本証明書利用は運転者の安全運転管理、安全教育に役立てると共に、適正な表彰を行なうために実施しております。

「利用対象者」

県ト協会員事業者で岐阜県内の事業所に勤務している運転者に限ります。

(県外の事業所は所属する県ト協へお願いします。)

「利用回数」

年度1回とします。

◎ 証明書の種類

(1) 無事故無違反証明書

昭和44年10月以降無事故・無違反で経過した期間を証明します。

(2) 運転記録証明書

過去、3・5年間の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録について証明します。

(3) 累積点数証明書

交通違反や交通事故の点数が現在何点になっているか等を証明します。

(4) 運転免許経歴証明書

過去に失効した免許、取り消された免許または現在受けている免許の種類、取得年月日等についてを証明します。

※ 本証明書利用については、交付金事業にて支出するものであり、不適正な取り扱いがあると事業の継続に支障を来す恐れもあります。

指 定 保 養 施 設 等 一 覧 表

	保 養 所 名	所 在 地 電 話 番 号
	長良川温泉 ホテルパーク	〒500-8009 岐阜市湊町397-2 0120-371089 (フリーダイヤル) 058-265-5211 http://www.hotelpark.jp
	下呂温泉 みのり荘	〒509-2206 下呂市幸田1550 0576-25-3038 http://www.minorisou.co.jp
	下呂温泉 睦館	〒509-2206 下呂市幸田1167-1 0576-25-2640 http://www.mutsumikan.co.jp
	飛驒高山温泉 高山グリーンホテル	〒506-0031 高山市西之一色町2-180 0577-33-5500 http://www.takayama-gh.com
	白川郷温泉 白川郷の湯	〒501-5627 大野郡白川村荻町337 05769-6-0026 http://www.shirakawagou-onsen.jp
	長島温泉 ホテル花水木 ホテル花水木別館 ガーデンホテルオリーブ ホテルナガシマ	〒511-1192 三重県桑名市長島町浦安333 0594-45-1111 (大代表) 0594-45-2000 (予約センター) http://www.nagashima-onsen.co.jp
	答志島 浜崎ペンション	〒517-0002 三重県鳥羽市答志町小浜2168 0599-37-2286 http://www.ymd7.com/hamazaki.htm
	道後温泉 道後やすらぎ荘	〒790-0836 愛媛県松山市道後鷲谷町434-3 089-921-4051 http://www.shikoku.ne.jp/yasuragisou/index.htm
	下呂温泉 木曾屋	〒509-2202 下呂市森971-1 0576-25-3230 http://www.kisoya.com

(注)

1. 保養所の利用は、県ト協会員事業者で岐阜県内の事業所に勤務している従業員及びその家族に限ります。
2. 保養所の利用補助は、会員・従業員本人3,000円、家族1,500円を助成し、年度1回限りとします。
3. 保養所利用の場合、必ず指定保養所利用券を保養所に提出して利用料金 [助成額(本人3,000円、家族1,500円)を差し引いた額] を支払って下さい。
4. 保養所利用の場合、単なる休憩、食事、会議等での宿泊に対するご利用は助成の対象にはなりません。
5. 保養所利用の予約は直接行なって下さい。尚、本制度をご利用される場合は予め申し出て下さい。